

議案第 1 1 4 号

飛驒市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について

飛驒市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

起案理由

飛驒市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う改正

飛驒市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例

飛驒市農村下水道処理施設条例（平成16年飛驒市条例227号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第27条中「規則で」を「市長が」に改める。

別表第2-1中「

(7) 工場及び作業所	
ア 業務用厨房施設有り	n=0.75A

」を

「

(7) 工場及び作業所	
ア 業務用厨房施設有り	n=0.75P

」に改める。

別表第3-1中「

(7) 工場及び作業所	
ア 業務用厨房施設有り	n=0.75A

」を

「

(7) 工場及び作業所	
ア 業務用厨房施設有り	n=0.75P

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第3項及び第27条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

飛騨市農村下水道処理施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																				
<p>第1条～第14条 略 (代理人及び管理人の選定)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 代理人及び管理人は、この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>に既定した事項について、共有者若しくは供用者又は所有者が行わなければならない一切の事項を共有者若しくは供用者又は所有者に代わって処理しなければならない。</p> <p>第16条～第26条 略 (委任)</p> <p>第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>第28条・第29条 略 附則 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2-1 (第11条関係)</p> <p>角川農業集落排水排水処理施設、稲越農業集落排水処理施設、小無雁農業集落排水処理施設、有家簡易排水処理施設、羽根簡易排水処理施設、天生簡易排水処理施設及び新名小規模集合排水処理施設 (当該事業所等の延べ床面積により処理人口算定を行う)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処理人口算定式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ホテル・旅館の項～イ</td> <td>業務用厨房施設無しの項 略</td> </tr> <tr> <td>(7) 工場及び作業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 業務用厨房施設有り</td> <td>$n = 0.75A$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>n : 処理対象人員 (人) A : 延べ床面積 (㎡) P : 定員 (人)</p> <p>別表第2-2・別表第2-3 略</p> <p>別表第3-1 (第11条関係)</p>	区分	処理人口算定式	(1) ホテル・旅館の項～イ	業務用厨房施設無しの項 略	(7) 工場及び作業所		ア 業務用厨房施設有り	$n = 0.75A$	略	略	<p>第1条～第14条 略 (代理人及び管理人の選定)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 代理人及び管理人は、この条例又はこの条例に基づく<u>企業管理規程</u>に既定した事項について、共有者若しくは供用者又は所有者が行わなければならない一切の事項を共有者若しくは供用者又は所有者に代わって処理しなければならない。</p> <p>第16条～第26条 略 (委任)</p> <p>第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> <p>第28条・第29条 略 附則 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2-1 (第11条関係)</p> <p>角川農業集落排水排水処理施設、稲越農業集落排水処理施設、小無雁農業集落排水処理施設、有家簡易排水処理施設、羽根簡易排水処理施設、天生簡易排水処理施設及び新名小規模集合排水処理施設 (当該事業所等の延べ床面積により処理人口算定を行う)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処理人口算定式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ホテル・旅館の項～イ</td> <td>業務用厨房施設無しの項 略</td> </tr> <tr> <td>(7) 工場及び作業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 業務用厨房施設有り</td> <td>$n = 0.75P$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>n : 処理対象人員 (人) A : 延べ床面積 (㎡) P : 定員 (人)</p> <p>別表第2-2・別表第2-3 略</p> <p>別表第3-1 (第11条関係)</p>	区分	処理人口算定式	(1) ホテル・旅館の項～イ	業務用厨房施設無しの項 略	(7) 工場及び作業所		ア 業務用厨房施設有り	$n = 0.75P$	略	略
区分	処理人口算定式																				
(1) ホテル・旅館の項～イ	業務用厨房施設無しの項 略																				
(7) 工場及び作業所																					
ア 業務用厨房施設有り	$n = 0.75A$																				
略	略																				
区分	処理人口算定式																				
(1) ホテル・旅館の項～イ	業務用厨房施設無しの項 略																				
(7) 工場及び作業所																					
ア 業務用厨房施設有り	$n = 0.75P$																				
略	略																				

西忍農業集落排水処理施設、種蔵農業集落排水処理施設、林農業集落排水処理施設及び高牧合併浄化槽施設

(当該事業所等の延べ床面積により処理人口算定を行う)

区分	処理人口算定式
(1) ホテル・旅館の項～イ	業務用厨房施設無しの場合
(7) 工場及び作業所	
ア 業務用厨房施設有り	$n = 0.75A$
略	略

n : 処理対象人員 (人) A : 延べ床面積 (m²) P : 定員 (人)
以下 略

西忍農業集落排水処理施設、種蔵農業集落排水処理施設、林農業集落排水処理施設及び高牧合併浄化槽施設

(当該事業所等の延べ床面積により処理人口算定を行う)

区分	処理人口算定式
(1) ホテル・旅館の項～イ	業務用厨房施設無しの場合
(7) 工場及び作業所	
ア 業務用厨房施設有り	$n = 0.75P$
略	略

n : 処理対象人員 (人) A : 延べ床面積 (m²) P : 定員 (人)
以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
担当部	環境水道部
提案理由	飛騨市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>(1) 人口3万人未満の下水道事業について地方公営企業法の全適用を令和6年度から実施するよう総務省から要請され、下水道4特別会計（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農村下水道事業、個別排水処理施設事業）を飛騨市下水道事業公営企業（法適化）へ移行することに伴い、必要となる文言等の整理を行う。</p> <p style="text-align: right;">（第15条第3項、第27条関係）</p> <p>(2) 新たに排水処理施設を使用する際に、事業所等から加入金を徴収する必要があるが、当該条例の業務用厨房施設を伴う工場及び作業所における処理人口算定式に条例制定時（合併当初）から数式の誤りがあったため、当該箇所を改正するもの。</p> <p style="text-align: right;">（別表第2-1、別表第3-1関係）</p>
市民への影響等	<p>【市民への影響】</p> <p>(1) 新たな手続の発生や下水道使用料等に変更はないため影響はない。</p> <p>(2) 過去に誤った算定式により徴収された事案はない。</p>
施行日	<p>公布の日</p> <p>第15条第3項及び第27条の改正規定は、令和6年4月1日</p>
備考	